

# 第1章

## 全体構想

「全体構想」では、本市全体の都市整備の目標を定め、将来の都市構造を示し、「土地利用」「都市交通整備」「都市環境整備」「都市防災」それぞれの目標と都市整備の基本方針、施策の方向性を定めます。

#### ■ 都市計画マスタープラン全体構想の対象区域図



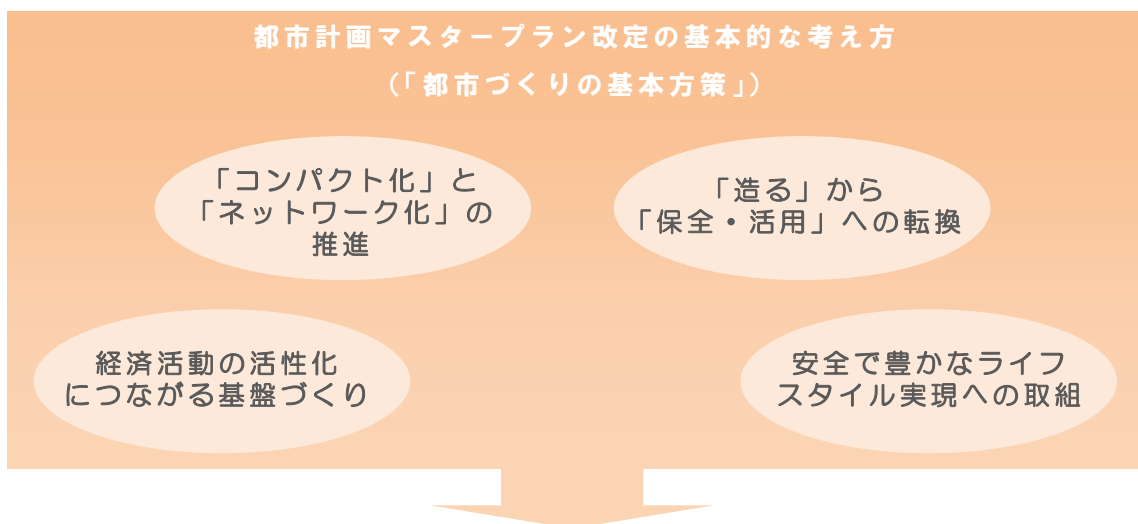
# 第1節 都市整備の目標

## 1 都市整備の目標

急速に進む少子高齢化や人口減少，地域経済の低迷，厳しい財政状況など，本市を取り巻く状況に対応していくためには，地域の特性や都市機能を最大限活用しながら，コンパクトで効率的な都市構造を構築するとともに，自家用自動車に過度に依存せず徒歩や自転車，公共交通機関で快適に暮らせる交通ネットワークを充実させる必要があります。

また，市民がいつまでも愛着を持ち，安心感に包まれた暮らしを送るためには，四季折々の美しい自然と水と緑に抱かれた快適な生活環境を次世代へと引継ぎながら，様々な災害に対して強靱な都市を築く必要があります。

将来にわたり持続可能なまちづくりを展望しつつ，豊かな自然と都市機能が調和した旭川らしい生活環境の充実を図るため，『都市計画マスタープラン』における都市整備の目標を次のとおりとします。



### 都市計画マスタープランにおける都市整備の目標

## 持続可能で安心快適なまちづくり

将来を見据えた都市機能を維持しつつ，  
誰もが安心して快適な生活環境の形成を目指します

## ■ 目標設定の背景

### ○総合計画との関連

『総合計画』基本計画では、5つの基本目標、13の基本政策を都市構造の視点から横断的に捉えた「都市構造の方向性」に基づく取組を推進するため、「都市づくりの基本方策」を示しています。『都市計画マスタープラン』は、この「都市づくりの基本方策」を具体化し、都市計画分野における基本方針を示す役割を担っています。

### ○新しい時代への対応

『総合計画』では、急速に進む少子高齢化や人口減少、地域経済の低迷、厳しい財政状況など、本市を取り巻く状況にいかに対応していくかを重要な視点ととらえており、都市計画においても、これらに対応する持続可能な都市構造を実現することが求められています。

### ○本市固有の特性

本市は、大雪山連峰の恵まれた森林資源と豊穡な農地を有する上川盆地に位置し、市街地は、大雪山連峰に源を発する4つの大きな河川の合流地に広がっています。

また、こうした自然と密接な関わりを持つ農業及び木材関連産業を基盤に、行政及び商業、工業、医療・福祉、高等教育研究、情報、業務などの都市機能の集積や広域的な交通体系及び交通基盤の整備が進み、北北海道の拠点都市として発展してきました。

### ○市民参加のまちづくり

市民ニーズが多様化・複雑化する中、市民参加意識が高まっており、公共的な問題を解決するため、市民と行政がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力し合う協働によるまちづくりが求められています。

## 2 部門別の整備目標

都市全体の整備目標を踏まえ、部門別の都市整備の目標を次のように設定します。

### [1] 土地利用の目標

将来にわたってすべての市民の暮らしやすさを確保するため、中心市街地や一般市街地のそれぞれが機能的に役割分担された土地利用を進めながら、地域の核となる拠点に都市機能の集積を図り、その周辺にまとまりのある居住エリアを形成することで、「歩いて暮らせる生活範囲」を基本的なスケールとするコンパクトな都市空間の形成を目指します。

また、将来にわたり持続可能な都市構造を形成するため、市街地の無秩序な拡大を抑制しながら、都市計画の適正な運用によって、産業の活性化を見据えた基盤の整備や郊外部に点在する農山村集落の環境維持を目指します。

### [2] 都市交通整備の目標

コンパクトな都市空間の形成に向けた取組とともに、連携のとれた交通ネットワークの機能充実などへの取組を進め、効率的で快適な移動手段を確保します。さらに、安全性や環境との調和にも配慮しながら、交通施設や公共交通のバリアフリー化などを進めるとともに、公共交通や自転車などの利用を促進し、自家用自動車に過度に依存しない交通体系の形成を目指します。

また、都市圏内の各方面と連結を強化する主要幹線道路網や道内主要都市との交流に対応し、交通の高速化、効率化を確保する広域道路網の整備を推進するとともに、国内及び国外の諸都市との結びつきを強化するため、道内拠点空港としての役割を発揮する旭川空港の機能強化を促進します。

### [3] 都市環境整備の目標

樹林地や河川緑地、道路緑地、公園緑地、各種施設緑地を結び、動植物が生息できる緑のネットワークの形成を図ることで、豊かな自然と都市が調和する景観に優れた緑あふれるまちづくりを進めます。さらに、地球温暖化対策を推進し、温室効果ガスの排出が抑制された社会の形成を目指します。

また、人口や社会ニーズの変化を見据え、公園や上下水道などの社会資本ストックの計画的かつ効率的な運用を図り、快適な暮らしを支える都市の構築を目指します。

### [4] 都市防災の目標

河川における水害対策や丘陵地における土砂災害対策など防災対策を充実するとともに、緊急輸送道路の耐震化や防災拠点の整備など総合的な防災力の強化を図り、市民一人一人に支えられた「災害に強いまち」を目指します。

また、市民や地域、行政などが共に役割を担い、冬季の快適な生活を支える安定した除排雪体制の継続的な確保など、積雪時の災害にも有効に対応できる雪に強い環境づくりを目指します。

## 第2節 将来都市構造

本市の将来都市構造は、次のように設定します。

### [1] 緑による市街地の輪郭の形成

市街地周辺の自然環境との調和を目指し、樹林地や農地、公園などの緑地により、市街地の輪郭を形成します。

### [2] 骨格的な土地利用区分

#### ① 中心市街地

北彩都あさひかわ地区、買物公園、銀座通周辺地区、神楽地区の一部を含む都心環状道路の内側に、北北海道の広域拠点にふさわしい行政、商業、医療、福祉、文化、業務などの拠点的な都市機能を集積します。

#### ② 一般市街地

石狩川、牛朱別川、忠別川、美瑛川の四大河川によって5つに区切られた中心市街地の縁辺から外側の市街地は、住宅のほか、商業、医療、福祉、業務などの地域生活に必要なサービス機能を配置します。

#### 【居住地域】

都心環状道路と内環状道路の間には、主に「中層居住エリア」、内環状道路の外側には主に「低層居住エリア」を形成します。

また、これらエリア内に既に形成されている地域商業地を中心に、日常生活に必要な機能と地域の核となる都市機能を集積した「地域核拠点」、これを補完する適切な位置に日常生活に必要な機能を集積した「生活利便拠点」を形成します。

#### 【業務地域】

広域道路網と連携した位置に、北北海道の工業・流通拠点となる機能を集積した「工業・流通エリア」を形成します。

また、商業業務機能は、中心市街地のほか、地域核拠点や生活利便拠点、幹線道路沿道に集積し、各々の特性に応じた商業地を形成します。

#### ③ 農山村地域

地域に点在する「農山村集落」では、自然環境や農地との調和、コミュニティの維持を図り、特に住宅や地域交流機能等が複数連なっているエリアに、地域コミュニティの中心となる「農山村拠点」を形成します。

### [3] 道路による交通軸の形成

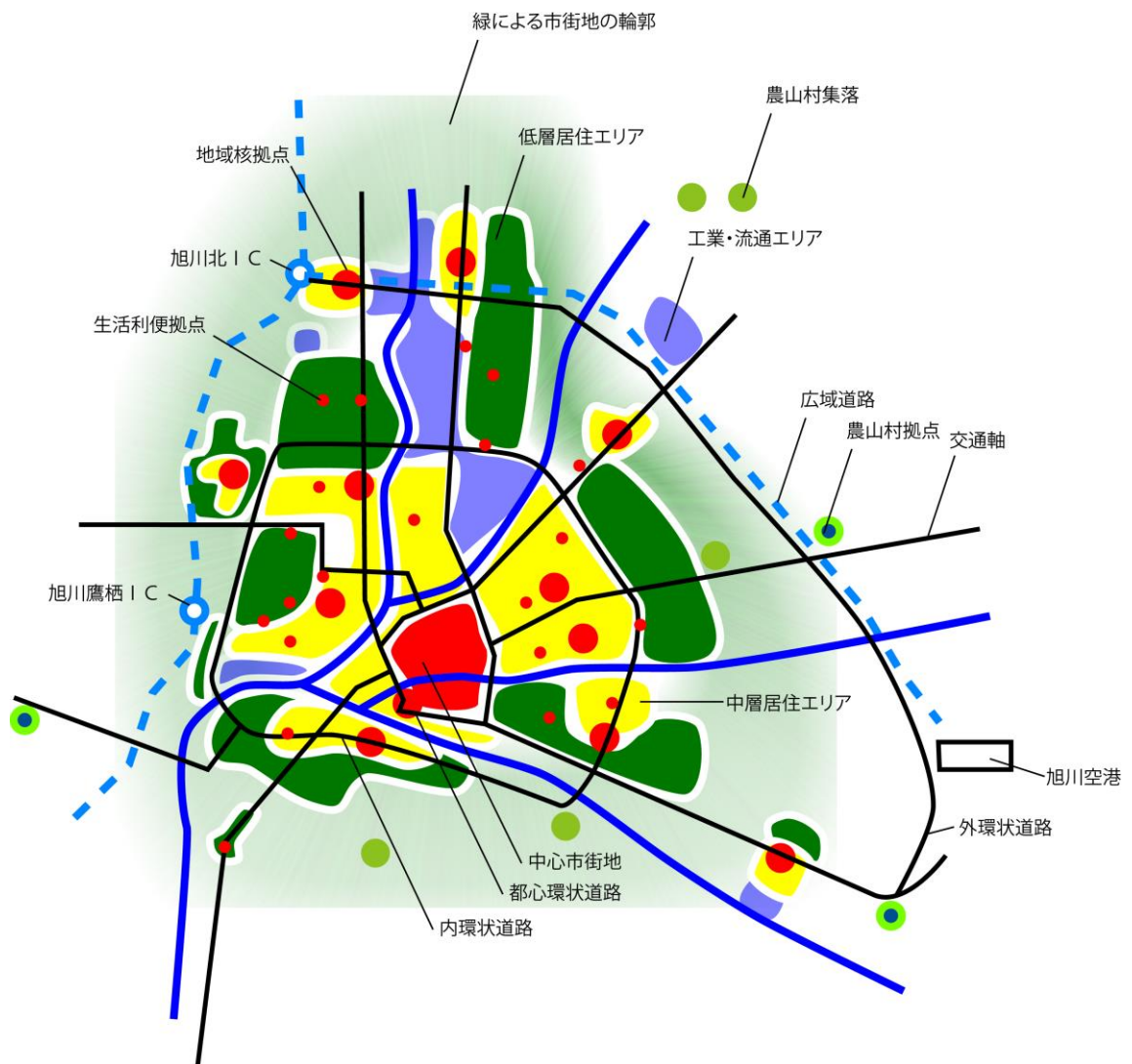
2環状8放射道路及び都心環状道路により構成される道路網により、都市圏内外の大量交通を円滑に処理する利便性の高い交通軸を形成します。さらに、2高速1連携道路により、広域的な都市間の交流・連携を促進します。

また、公共交通により中心市街地や各拠点の相互の連携を強化するなど、自家用自動車に過度に依存しない交通体系の形成を目指します。

## [4] 四大河川による水と緑の軸の形成

市街地を貫流する四大河川と河川緑地により、都市にうるおいとやすらぎを与える水と緑の軸を形成します。

### ■ 将来都市構造図





## 第3節 都市整備の基本方針

### 1 土地利用の方針

#### 1-1 計画的な土地利用の誘導

##### 基本方針

- ◆ 市街化区域内の低・未利用地の有効活用を促進するとともに、地域の実情に応じた用途地域の指定や公共施設などの適正配置を行うなど、有効な土地利用を誘導します。また、広域的な都市構造や都市基盤に大きな影響を与える施設の適正な立地を促し、都市機能における適正な土地利用を誘導します。
- ◆ 地域核拠点や生活利便拠点の適切な配置やこれと連携した公共交通体系の機能充実に取り組み、医療・福祉・商業・教育などの都市機能や居住の集積を誘導し、各地域住民の生活圏における利便性を確保します。
- ◆ 市街地の無秩序な拡大を抑制し、居住の集積や土地利用の状況などを勘案しながら、都市の規模に見合ったコンパクトな市街地の形成を目指します。
- ◆ 市街地の外縁部の農地や丘陵の樹林地などを保全・創出することで、グリーンベルトを形成し、農地や樹林地と調和した市街地を形成します。
- ◆ 市街化調整区域では、農林業の振興、自然環境の保全に取り組みます。なお、市街地に隣接する主要幹線道路沿道、旭川空港や旭川北ICへのアクセス性に優れた地区、農山村集落周辺については、産業振興やコミュニティの維持など地域の実情に応じた秩序ある土地利用へ誘導します。

##### 施策の方向

- 低・未利用地の活用など、総合的かつ計画的な土地利用の促進
- 地域の特性などに配慮した計画的な市街地整備の推進
- 土地利用の実態に即した用途地域の指定見直しなどによる適正な土地利用の誘導
- 将来の都市構造を見据えた特別用途地区の指定などによる適正な土地利用の誘導
- 市民文化系施設や学校など公共施設の適正配置
- 都市機能や居住機能の立地適正化の推進
- 市街地の輪郭となるグリーンベルトの形成
- 市街化調整区域における地域の実情に応じた適切な都市計画制度の運用



## 1-2 中心市街地の土地利用

### [1] 中心市街地全体

#### 基本方針

- ◆ 行政・商業のみならず、医療、福祉、文化、業務や居住など北北海道の拠点都市にふさわしい広域的で高次の都市機能の集積を誘導し、旭川の新たな魅力となる都市空間を創出します。
- ◆ JR旭川駅前広場を中心に鉄道、バス、自動車、自転車による交通結節機能を強化するなど交通の利便性の向上に取り組みます。
- ◆ 忠別川の河川緑地など豊かな自然と調和した親水性の高い空間として維持管理し、都心のオアシスとして市民に親しまれる交流空間を創出します。

#### 施策の方向

- 行政、商業、医療、福祉、文化、業務、居住など高次の都市機能の集積の推進
- 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業などによる都市機能の集積の促進
- 新たな機能を付加した行政施設の整備
- JR旭川駅前広場付近における交通結節機能の強化
- 親水性の高い大規模な緑地による交流空間の創出

### [2] 商業・業務地

#### 基本方針

- ◆ 都心環状道路内に行政、商業、医療などの高次の都市機能の集積を促進するとともに、隣接する神楽地区などとの相互連携により、魅力ある商業・業務地としての機能の充実に取り組みます。
- ◆ 買物公園や銀座通など中心商店街地区における低・未利用地の有効活用など市街地の再整備を進めるとともに、商業、サービス、娯楽、レクリエーションなどの機能強化や回遊性の向上、各種イベントの実施など、市民をはじめ観光客が集うにぎやかな中心市街地を創出します。
- ◆ JR旭川駅南北を連絡する幹線道路の沿道に商業地を配置し、自動車を利用した消費需要に対応するとともに、周辺地区住民の日常生活の利便性が向上するよう、商業・サービス機能の適切な立地誘導に取り組みます。

#### 施策の方向

- 行政、商業、医療など高次の都市機能の集積の推進
- 中心商店街地区などでの商業機能の強化や回遊性の向上の促進
- 各種イベントの開催など、中心市街地でのにぎわいの創出
- 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業などによる都市機能の集積の促進
- 用途転換による沿道利便の増進

## [3] 住宅地

### 基本方針

- ◆ 中心市街地では、にぎわいを高めるため、忠別川の河川緑地などの緑豊かな環境と調和した都市型住宅を誘導し、まちなか居住を促進します。また、医療や福祉、商業などの様々な都市機能と自然が融合しているなどの特長を生かし、高齢者、障がい者など誰もが住みやすいまちづくりを進めます。
- ◆ 利便性の高い都会的な暮らしを含む多様なライフスタイルを選択できる魅力的な環境の形成を目指します。
- ◆ 周辺的生活環境に悪影響を及ぼす恐れのある空き家や空き地の所有者などに対し、適切な管理に必要な助言などを行い、安全で安心なまちづくりを進めます。

### 施策の方向

- 多世代交流型の共同住宅など都市型住宅の誘導
- サービス付き高齢者向け住宅などの供給の促進
- 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業などによる共同住宅の建設の促進
- 中心市街地への移住や住み替え希望者に対する情報提供などまちなか移住の支援
- 周辺的生活環境に悪影響を及ぼす恐れのある空き家や空き地対策の実施

## 1-3 一般市街地の土地利用

### [1] 一般市街地全体

#### 基本方針

- ◆ 都市機能を集積した地域核拠点などを中心に、その周辺には、まとまりのある居住エリアを形成し、コンパクトな都市空間を形成するとともに、誰もが拠点エリアへ容易にアクセスできるなど、交通も含めた都市構造の見直しに取り組みます。
- ◆ 業務地域や中層居住エリアでは、中層住宅を含む良好な住宅地を形成、維持するため、都市基盤の整備や低・未利用地の有効利用を促進します。
- ◆ 低層居住エリアでは、地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりを進め、良好な住環境を維持、増進することを目指します。

#### 施策の方向

- 地域核拠点などを中心とした居住エリアの形成の誘導
- 地域の実情に応じた都市機能の集積の誘導
- 低・未利用地の開発行為などによる計画的な整備
- 地域の特性に応じた地区計画の活用の推進

### [2] 商業・業務地

#### 基本方針

- ◆ 歴史や文化、自然環境など地域の特性に配慮しながら、地域商業地を適切に配置し、身近な生活圏における利便性と暮らしやすさを確保します。また、地域商業地を中心に日常生活に必要な機能と地域の核となる都市機能の集積を誘導し、地域核拠点の形成に取り組みます。
- ◆ 地域核拠点を補完する適切な位置に、日常生活に必要な機能の集積を誘導する生活利便拠点を形成します。
- ◆ 2環状8放射を構成する主要幹線道路と幹線道路である旭町通の沿道に商業地を配置し、自動車を利用した消費需要に対応するとともに、周辺地区住民の日常生活の利便性が向上するよう、商業・サービス機能の適切な立地誘導に取り組みます。

#### 施策の方向

- 地域の実情に応じた都市機能の集積の誘導
- 用途転換による沿道利便の増進

## [3] 工業・流通地

### ① 工業地

#### 基本方針

- ◆ 企業の移転などの立地動向を考慮するとともに、本市が有する優位性や地域特性を生かしながら企業の誘致を進め、地場産業の振興、発展や低・未利用地の有効活用に取り組みます。
- ◆ 既存の工業地は、敷地内を緑化することで、周辺住宅地との調和を目指します。
- ◆ 旭川工業団地は、地域高規格道路の整備推進による交通利便の優位性を生かし、工業機能の維持、増進に取り組みます。また、隣接地には、工業団地と一体となった産業の拠点として、多様な産業の集積に取り組みます。

#### 施策の方向

- 低・未利用地の有効活用の促進
- 既存の工業系地区における適切な土地利用の誘導
- 工業団地と一体となった新たな産業団地の整備促進

### ② 物流拠点

#### 基本方針

- ◆ 新時代の物流に求められる国際化、広域化、情報化に対応できる北北海道の物流拠点を形成するため、旭川空港や2高速1連携道路などの高速交通体系を生かした産業の集積に取り組みます。
- ◆ 今後の経済情勢などを見極めながら、面的整備による物流基盤の整備を検討します。

#### 施策の方向

- 広域交通基盤を生かした産業の集積
- 既存流通系業務地区における効率的な土地利用の誘導

### ③ 北方型産業

#### 基本方針

- ◆ 北国の自然特性、地域資源、寒地技術などの在来技術や高度技術の集積を有効活用することにより、付加価値の高い製品づくりや地場産業の振興と産業の高度化、新たな北方型産業の育成に取り組みます。

#### 施策の方向

- 旭川リサーチパークにおける先端技術産業の充実

## [4] 住宅地

### 基本方針

- ◆ 都市機能の集積と公共交通のネットワークにより、誰もが歩いて暮らせる住宅地の形成を目指します。
- ◆ 花や緑による緑化や北国らしいまち並みづくりを進めるなど、地区ごとの特性を生かしながら水や緑と調和する快適な住宅地の形成を目指します。
- ◆ 工業・流通系施設と既存の住宅とが混在している住宅地については、用途の混在を解消し、住環境の向上を促進します。
- ◆ 主要幹線道路の沿道付近の振動，騒音，排気ガスなどに対する緩衝帯となる街路樹の配置や沿道サービス施設の立地を誘導し，住環境の向上を促進します。
- ◆ 再開発される住宅地は，周辺地域と調和した良好な居住環境の形成を誘導するとともに，日常利便施設の立地を適切に誘導し，用途の混在を未然に防止します。
- ◆ 誰もが住みなれた地域で安全で安心な生活が続けられるような住宅の普及に努めるとともに，道路のバリアフリー化など人にやさしい環境づくりを進めます。
- ◆ 周辺の生活環境に悪影響を及ぼす恐れのある空き家や空き地の所有者などに対し，適切な管理に必要な助言などを行い，安全で安心なまちづくりを進めます。

### 施策の方向

- 地域核拠点などを中心とした居住エリアの形成の誘導
- 地域の特性に応じた地区計画など都市計画制度の運用
- 旭川新道，国道 237 号などの主要幹線道路への緑地帯の保全
- 高齢者や障がいのある人の生活に配慮した住宅の普及，支援の促進
- 周辺の生活環境に悪影響を及ぼす恐れのある空き家や空き地対策の実施

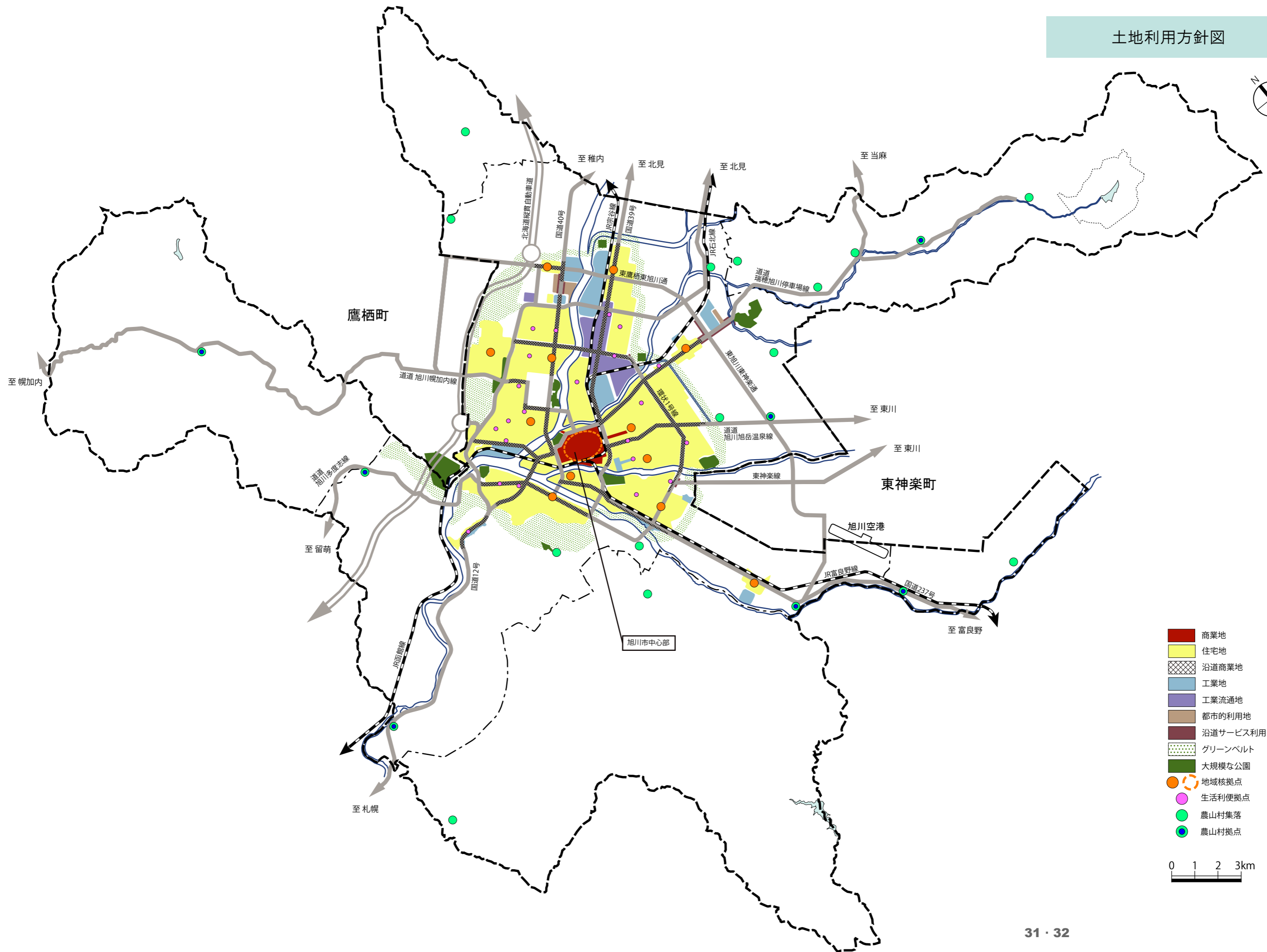
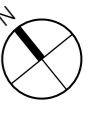
## 1-4 農山村地域の土地利用

### 基本方針

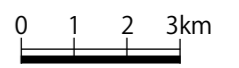
- ◆ 都市にうるおいを与える貴重な緑の空間となる市街地外縁部の自然環境や農地を保全するとともに、遊休農地の解消に努めるなど、地域の実情に応じた適正な土地利用を誘導します。
- ◆ 過疎対策や定住対策を行うため、道路やコミュニティ施設の整備や飲料水の確保、生活排水・家畜排せつ物の適正な処理など、農村の生活環境を改善し、若者や都市生活者にも魅力ある農村づくりを進めます。
- ◆ 豊かな自然とふれあいながらレクリエーションが楽しめる「旭川市21世紀の森」や「江丹別若者の郷」の充実に取り組みながら、都市との交流が生まれる開かれた農村づくりを進めます。
- ◆ 四季を色濃く体感できる田舎暮らしを含む多様なライフスタイルを選択できる魅力的な環境の形成を目指します。
- ◆ 農山村集落などでは、農地の保全を図りながら、景観と調和する良好な環境を保全するとともに、コミュニティの維持や地域の活性化に取り組みます。

### 施策の方向

- 自然環境や農地の保全など適正な土地利用の推進
- 農業集落排水事業，浄化槽の設置，家畜排せつ物の処理施設の整備推進
- 情報環境基盤の整備推進
- コミュニティ施設や道路の整備推進
- 市民農園や農畜産物加工施設，農産物などの販売施設の拡充推進
- グリーンツーリズムや優良田園住宅などの整備の促進
- 農山村集落における地域の実情に応じた適切な都市計画制度の運用
- 農山村拠点における地域の実情に応じた地区計画などの運用



- 商業地
- 住宅地
- 沿道商業地
- 工業地
- 工業流通地
- 都市的利用地
- 沿道サービス利用
- グリーンベルト
- 大規模な公園
- 地域核拠点
- 生活利便拠点
- 農山村集落
- 農山村拠点





## 2 都市交通整備の方針

### 2-1 広域交通体系

#### [1] 旭川空港

##### 基本方針

- ◆ 北海道における拠点性を高め、世界に開かれた国際性豊かな都市を目指し、旭川空港の機能強化や利用者の安全、安心につながる空港施設の整備を促進します。また、国内及び国際航空路線の拡大に取り組みます。
- ◆ 旭川空港の広域性、高速性を最大限に生かし、利用者の利便性を高めるため、旭川空港と市内中心部及び北海道縦貫自動車道 I C を結ぶ主要幹線道路の整備を進めます。

##### 施策の方向

- 空港ターミナルビルの機能拡充など空港施設整備の促進
- 国際チャーター便の増便、国際定期便の充実、新規路線の開設の促進
- 東旭川東神楽通、道道旭川旭岳温泉線の整備促進

#### [2] 広域道路

##### 基本方針

- ◆ 北北海道の交通の要衝として広域化する人、物、情報の活発な交流を支えるため、道央圏や十勝圏、主要な港湾と高速で連絡する北海道縦貫自動車道や地域高規格道路をはじめとする広域道路網の整備を進めます。
- ◆ 近隣市町村との有機的な結びつきを強め、一体的な発展を目指し、本市と近隣市町村を連絡する都市圏内道路網の整備を進めます。

##### 施策の方向

- 北海道縦貫自動車道士別剣淵～名寄間の整備促進
- 一般国道 40 号名寄～稚内間の整備促進（音威子府バイパス）
- 一般国道 452 号の整備促進
- 一般国道の自動車専用道路の整備促進（旭川・紋別自動車道、深川・留萌自動車道）
- 地域高規格道路旭川十勝道路の整備促進
- 近隣市町村を結ぶ都市圏内道路網の整備促進（道道愛別当麻旭川線）

## 2-2 都市内道路網

### [1] 体系的道路網

#### 基本方針

- ◆ 都市内交通の円滑化により都市活動の活力を高めるとともに、歩行者の安全性・快適性を高めるため、土地利用との整合を図りながら、将来の都市像に見合った主要幹線道路、幹線道路、生活道路により体系的な道路網を形成します。
- ◆ 自動車交通の円滑化や利便性の向上に取り組むとともに、駐車場の適正な配置や集約化などを推進します。
- ◆ 主要幹線道路、幹線道路、生活道路の機能維持や歩行空間のバリアフリー化に取り組めます。

#### 施策の方向

- 土地利用と交通施設の一体的整備の推進
- 都市内の幹線道路網の体系的な整備推進
- 長期未着手路線見直し
- 『旭川市駐車場整備計画』に基づく適切な駐車場整備の誘導
- 歩行空間のバリアフリー化の推進
- 道路の適正管理及び道路、橋りょうの維持管理の充実
- 不法占用物件に対する指導の強化
- 地図情報システムを活用した道路管理データの整備など道路管理体制の充実

### [2] 主要幹線・幹線道路網

#### 基本方針

- ◆ 都市内の大量交通を円滑に処理し、都市活動の活力を高めるため、本市の骨格道路網である2環状8放射道路及び都心環状道路を含む主要幹線道路の交通機能の強化に取り組めます。
- ◆ 主要幹線道路を補完する幹線道路の整備を進め、円滑な道路ネットワークの形成に取り組めます。
- ◆ 橋りょう部における交通渋滞を解消し、石狩川や美瑛川、忠別川、牛朱別川などの河川により分断されている市街地の一体的な発展に取り組めます。

#### 施策の方向

- 大雪通などの主要幹線道路の整備推進
- 神楽3条通、永山東光線などの幹線道路の整備推進
- 四大河川をはじめとする橋りょう整備の推進

### [3] 生活道路網

#### 基本方針

- ◆ 地域の特性を生かしながら幹線道路を補完する道路を整備し、地区住民の快適な生活環境を確保する道路空間を創出します。
- ◆ 町内会などと連携し、街路灯の設置や維持を行い、地域における夜間の交通安全や防犯に取り組みます。

#### 施策の方向

- 補助幹線道路及びそれを補完する区画街路の整備推進
- 地域における生活道路の整備充実
- 町内会などへの街路灯の設置費及び維持費の補助

### [4] 歩行者通行空間

#### 基本方針

- ◆ 誰もが安心して快適な生活を送ることができるバリアフリーのまちづくりを目指し、冬期間でも安全に移動できる歩行空間の確保などの環境整備を推進します。
- ◆ 日常的なふれあいとやすらぎの場として、地域の特性を生かしながら地域の住民に親しまれる道路の整備を行います。
- ◆ 自転車利用のマナー向上のために市民の協力を求める取組を進め、放置自転車のない快適な歩行空間の確保を目指します。

#### 施策の方向

- 段差の解消や適切な幅の歩道の整備推進
- 『旭川市バリアフリー基本構想』に基づく特定事業計画の実施及び進行管理
- わかりやすい交通案内、施設案内の整備推進
- 景観に配慮した道路緑化などうるおいのある歩道の整備推進
- 自転車放置禁止区域などでの放置自転車対策の実施
- 駐輪場への案内標識などの設置推進

## [5] 自転車通行空間

### 基本方針

- ◆ 通勤，通学，買物など日常の移動やスポーツ，サイクリングなどのレクリエーションの際に自転車を安全・快適に利用できるよう，自転車通行空間の整備を進め，自転車ネットワークを形成するとともに，河川空間（サイクリングロード等）との連携に取り組みます。
- ◆ 近隣8町を結ぶ緑の空間である石狩川水系の河川敷や堤防などを利用した広域的なサイクリングロードの整備を進めます。
- ◆ 安全で快適な自転車利用環境づくりを進めるため，交通ルールの遵守やマナーの向上に向けてソフト対策に取り組みます。
- ◆ 自転車を安全・快適に利用できるよう，行政・民間・市民がそれぞれの役割を分担しながら中心市街地の駐輪対策に取り組みます。

### 施策の方向

- 自転車ネットワーク路線の整備推進
- 自転車ネットワークと河川空間の連携
- 河川敷や堤防などを利用した広域サイクリングロードの整備促進
- 自転車交通ルールの遵守等の周知・啓発
- 中心市街地における適切な駐輪場設置の誘導

## 2-3 公共交通

### [1] バス交通など

#### 基本方針

- ◆ 中心市街地や地域核拠点等の相互の連携を強化するとともに、まとまりのある居住エリアと中心市街地，地域核拠点等を結ぶため，公共交通ネットワークの維持，充実に取り組みます。
- ◆ 郊外・農山村部などの公共交通空白地域における公共交通の確保について，地域の実情に応じた枠組みづくりを進めます。
- ◆ 公共交通情報を積極的に発信する環境を整備するとともに，誰もが利用しやすくなるよう交通施設や公共交通にバリアフリーやユニバーサルデザインの視点を取り入れ，公共交通の利用拡大に取り組みます。
- ◆ 本市を訪れる人々などの移動手段として，公共交通を軸とした利便性の高い交通体系の充実に取り組みます。

#### 施策の方向

- J R 旭川駅前広場付近における交通結節機能の強化
- 市内及び広域バス路線網の維持，充実
- バスレーンの維持
- バス集約拠点の整備，バス待合環境の改善
- 交通結節点となるバス停近くにおける駐輪場の設置促進（サイクル&バスライド）
- 交通体系の見直しに伴う B R T（高速輸送システムバス）などの導入の検討
- 空港を含む各公共交通機関の快適な乗り継ぎのための連携強化
- 公共交通空白地域でのデマンド型交通などの実施や計画策定
- 交通施設のバリアフリー化と連携するノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入の推進
- 公共交通機関の情報提供の充実
- 旭川空港に連絡する広域的な公共交通の検討

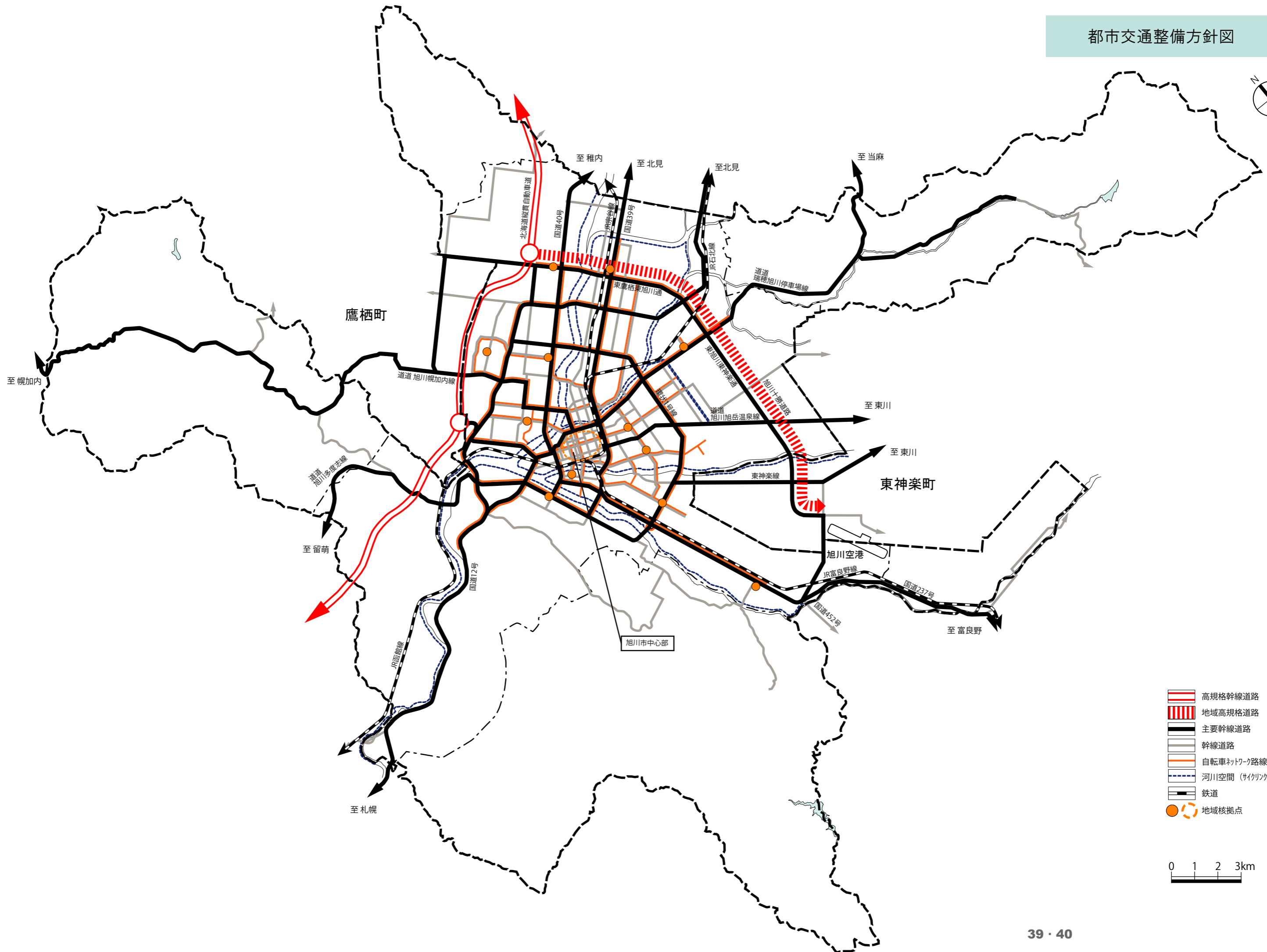
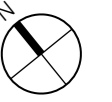
## [2] 鉄道

### 基本方針

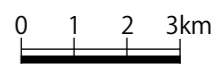
- ◆ 人・物・情報の交流を支える広域交通基盤を確保するため、鉄道路線や輸送力の維持に向けた対応に取り組めます。
- ◆ まとまりのある居住エリアと中心市街地や地域核拠点等を結ぶため、ＪＲ旭川駅付近における鉄道、バス、自動車や自転車による交通結節機能を強化し、公共交通の利便性向上に取り組めます。
- ◆ 主要な駅の利便性を高めるため、バリアフリー化や緑化に配慮しながら、利用しやすく親しみやすい駅周辺の整備に取り組めます。

### 施策の方向

- 路線や輸送力の維持に向けた対応の実施
- ＪＲ旭川駅付近におけるバス券売所などの整備による交通結節機能の強化
- 主要な駅周辺の整備促進



- 高規格幹線道路
- 地域高規格道路
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 自転車ネットワーク路線
- 河川空間 (サイクルロード等)
- 鉄道
- 地域核拠点





## 3 都市環境整備の方針

### 3-1 都市施設

#### [1] 公園

##### ① 大規模な公園

###### 基本方針

- ◆ 総合公園，運動公園など大規模な公園は，地域のバランスに配慮しながら配置し，動植物が生息できる豊かな自然と市民がふれあいながら，スポーツやレクリエーション，文化活動，イベントができる多目的な公園として整備充実に取り組みます。また，既存公園における施設の保全・再整備を計画的に進めます。

###### 施策の方向

- 総合公園や運動公園の計画的な保全・再整備
- 東光スポーツ公園の整備推進
- 拠点となる都心の公園の快適性向上
- 新たな総合公園や運動公園の配置検討
- 『旭川市公園施設長寿命化計画』に基づく既存公園施設の再整備や改修

##### ② 身近な公園

###### 基本方針

- ◆ 生活の身近にある遊びやレクリエーション，交流の場として，誰もが安全・安心に利用できる親しみやすい空間となるよう，地域特性に配慮しながら，街区公園，近隣公園，地区公園の整備充実に取り組みます。また，既存公園における施設の保全・再整備を計画的に進めます。
- ◆ 公共公益施設に緑地空間を確保するとともに，隣接する公園がある場合には一体的な利用ができるような再整備に取り組みます。

###### 施策の方向

- 街区公園，近隣公園，地区公園の適正配置，計画的な保全・再整備
- 公園施設のバリアフリー化
- 『旭川市公園施設長寿命化計画』に基づく既存公園施設の再整備や改修
- 公共公益施設の立地に合わせた公園緑地の配置検討

### ③ 自然豊かな公園

#### 基本方針

- ◆ 嵐山公園や旭山公園など優れた自然が残る公園は、地域行事や観光面にも留意し、公園機能の充実に取り組みます。

#### 施策の方向

- 風致公園の機能充実

## [2] 緑地

### ① 緑化

#### 基本方針

- ◆ 公共空間を積極的に緑化し、豊かな自然と調和する市街地の形成に取り組みます。また、市街地全体で緑の底上げに取り組むため、イベントや地域活動などを通じて、市民の参加意識を高め、民有地の緑化を促します。
- ◆ 国道や鉄道沿線、空港からのアクセスとなる道路などで、花や緑にあふれるまちのイメージづくりを推進します。
- ◆ 道路空間の緑化のみならず、民間や公共の施設の緑化推進により、中心市街地のうるおいづくりを進めます。

#### 施策の方向

- 公園緑地の配置や街路樹の植栽、公共施設の緑化、樹木の育成の推進
- 公園樹木や街路樹の必要に応じた伐採や更新による安全管理の推進
- イベントや地域活動による緑化推進
- シンボリックな並木の整備・育成
- 空港からのアクセスとなる道路などの緑化整備の推進
- JR旭川駅や空港、公共施設での花壇や緑地の設置
- 中心市街地での屋上・壁面緑化やポケットパーク整備の推進

## ② 緑地保全

### 基本方針

- ◆ 緑の魅力を高めるため、中心部にある北彩都ガーデンをはじめとする緑豊かな公共空間や市街地に点在する大小さまざまな公園と幹線道路、河川の有機的な結びつきにより形成している「みどりのネットワーク」を保全活用します。
- ◆ 郷土を代表する動植物の生息環境を確保するため、嵐山、近文台、台場、雨紛、春光台、西御料、突哨山、旭山などの丘陵地や河岸段丘の緑を保全します。
- ◆ 野生の動植物など旭川の豊かな自然とふれあいながら、快適かつ安全に市民が憩い、レクリエーションや体験学習に活用できるような身近な森林の保全活用を進めます。
- ◆ 大規模な宅地造成などを行うときは、新たな緑地の創出を積極的に推進するとともに、貴重な樹林地、緑地、樹木を保護育成するなど、良好な緑や風景を保全します。
- ◆ 地権者の協力を得ながら、緑地保全地域や特別緑地保全地区、風致地区の指定を行うなど、緑地の保全・活用を進めます。
- ◆ 治水上の安全を確保しながら、四大河川をはじめとする河川緑地や河畔林を保全し、魚・鳥などが生息しやすい、豊かな自然と調和した「多自然川づくり」を進めます。

### 施策の方向

- 「みどりのネットワーク」を形成する公園緑地などの保全活用
- あさひかわ北彩都ガーデンの魅力向上
- 丘陵地、河岸段丘、樹林地の保全
- 身近な森林の保全活用、計画的な植林や間伐などの推進
- 社寺境内や学校内の樹林地及び外国樹種見本林などの保全
- 大規模な宅地造成などを行う際の新たな緑地創出の誘導
- 緑地保全地域や特別緑地保全地区などの指定による緑地の保全・活用の推進
- 河川緑地や河畔林の保全・創出などによる「多自然川づくり」の推進

## [3] 河川

### 基本方針

- ◆ 市民の安全な暮らしを守るため、生態系に配慮しながら、洪水などの水害が発生しやすい箇所での河川改修を促進するとともに、中小河川の改修整備を推進するなど治水対策の充実に取り組みます。
- ◆ 一級河川については、流域内における各種事業と調整し、水辺空間の活用などを行うとともに、総合的な治水対策に取り組みます。

### 施策の方向

- 整備計画に基づく主要河川の改修整備の促進
- 中小河川の改修整備の推進

## [4] 上水道，下水道

### 基本方針

- ◆ 安全な水道水を安定して供給するため，水道管路や施設の計画的な維持保全や危機管理体制の強化などに取り組みます。
- ◆ 公共下水道の老朽化した管路などの整備・保全や適正な維持管理を推進するとともに，一部未処理となっている生活排水による河川の水質汚濁の防止に取り組みます。
- ◆ 市街地の整備など，土地利用の変化による雨水流出量の増大については，河川管理者と十分に調整し，浸水対策・内水排除対策を進めます。
- ◆ 災害に強い都市づくりを行うため，水道管などの耐震化や大雨による浸水被害の防止対策に取り組みます。

### 施策の方向

- 管路などの計画的な維持保全の推進
- 河川の水質汚濁防止の推進
- 市街地の土地利用の変更などに合わせた公共下水道事業計画の見直し
- 公共下水道の雨水幹線や管渠等の整備推進
- 水道管などの耐震化の推進

## [5] 廃棄物処理

### 基本方針

- ◆ 焼却施設は，適確な管理と厳しい監視のもと，大気汚染などの抑制に配慮した廃棄物の焼却処理を継続するとともに，更新に向けた検討・取組を進めます。また，中間処理施設は，民間事業者との連携を深め，より効果的な廃棄物の資源化や体制づくりを推進し，中間処理の充実に取り組みます。
- ◆ 最終処分場は，環境負荷に配慮した安全・適正な維持管理を継続します。また，埋立終了時期を見据えながら，次期最終処分場の整備に向け，長期的に安定したごみ処理を行うため，地域社会との融和や経済性などを考慮するとともに，周辺の土地利用状況及び環境に配慮した検討・取組を進めます。

### 施策の方向

- 焼却施設における安全・適正な焼却処理と維持管理の継続
- 焼却施設の更新に向けた検討・取組の推進
- 中間処理施設における廃棄物の効果的な資源化の推進
- 最終処分場における即日覆土や高度な浸出水処理の実施による維持管理
- 次期最終処分場の整備に向けた具体的な検討と計画的な取組の推進

## 3-2 都市景観

### 基本方針

- ◆ 地域としてのまとまりを感じさせる景観を保全し、また、生活感が感じられる雰囲気づくりや周辺環境を考えた修景を行うことにより、まち並みの質を高めます。さらに、田園の中に見られる建築物などは、山並みなどの自然や周囲の雰囲気との調和に配慮するなど景観ゾーンの形成に取り組みます。
- ◆ まちの輪郭を形づくる丘陵の斜面やまちを貫く河川などの地形的特徴を生かし、また、連続性のある幹線道路や鉄道沿線は周辺のまち並みと一体感を持たせることによって、旭川らしい魅力的な景観ラインの形成に取り組みます。
- ◆ まちの姿を心地よく楽しめる場となるよう眺望点を整備します。また、大きな樹木や歴史的な建築物、公共施設などを良好に保全することによって、地域らしさが感じられる景観ポイントの形成に取り組みます。
- ◆ まちの景観を構成する重要な要素となっている建築物や工作物のうち、周囲の景観に与える影響が大きいものについて景観に配慮するよう誘導します。さらに、北彩都あさひかわ地区には、景観計画重点区域を設定し、特徴に応じたきめ細やかな景観誘導を行います。
- ◆ 市民や事業者が主体的に景観づくりに取り組むことで、地域の良好な景観に結びつくことを認識してもらい、それぞれが地域の景観づくりに参加するよう誘導します。

### 施策の方向

- まち並みづくりのルールとなる景観協定や地区計画などの活用
- 建築物や工作物などの形態や色彩の誘導
- 屋外広告物の形態や色彩、適正な表示の誘導
- 市内中心部におけるイルミネーションの実施
- 景観や眺望に配慮した道路や河川敷の緑化、公園の整備
- 景観計画区域や景観計画重点区域での行為の制限による景観誘導
- 景観パネル展や景観見学会等による景観づくりに対する意識の啓発

## 3-3 環境対策

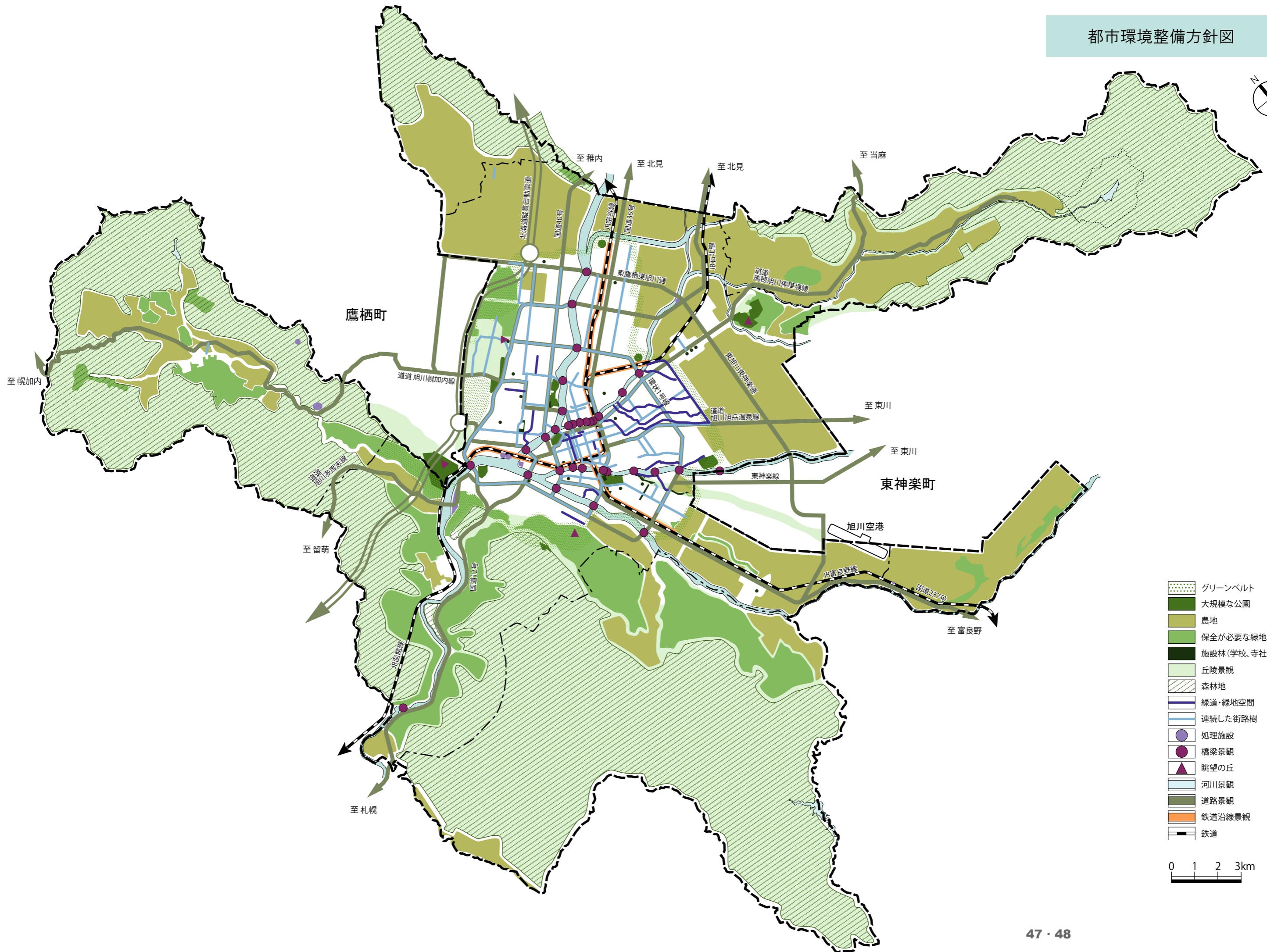
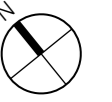
### 基本方針

- ◆ 環境への配慮と都市生活の快適さの両立を行い、限られた資源やエネルギーを賢く使うまち（スマートコミュニティ）の実現に取り組み、都市の再生や地域の活性化を推進します。
- ◆ コンパクトな都市空間への転換や未利用・再生可能エネルギーの活用，二酸化炭素の削減につながる緑地の保全・創出・管理などを行うことで都市の低炭素化に取り組みます。
- ◆ 自動車交通の円滑化や自転車，公共交通機関の利用促進など総合的な交通対策を推進し，自動車排出ガスの削減に努めます。
- ◆ 断熱性に優れた質の高い住宅など建築物の供給促進に努めるとともに，既存住宅等を改善するなど，建築物の省エネルギー化に取り組みます。
- ◆ 生活排水による河川などの汚濁を防ぐため，農山村地域における浄化槽の普及と適切な維持管理を促進します。

### 施策の方向

- スマートコミュニティ実現への取組推進
- 北の住まいるタウンの実現への取組推進
- 未利用エネルギーや再生可能エネルギーの活用促進
- 緑地の保全や創出の促進
- 自動車交通の円滑化，物流の効率化など総合的な交通対策の推進
- 公共交通機関や徒歩，自転車の利便性の向上及び利用促進
- 長期優良住宅や低炭素建築物の普及，住宅等の改修による建築物の省エネルギー化の促進
- 農山村地域での農業集落排水事業や浄化槽による生活排水処理対策の推進





- グリーンベルト
- 大規模な公園
- 農地
- 保全が必要な緑地
- 施設林(学校、寺社等)
- 丘陵景観
- 森林地
- 緑道・緑地空間
- 連続した街路樹
- 処理施設
- 橋梁景観
- 眺望の丘
- 河川景観
- 道路景観
- 鉄道沿線景観
- 鉄道

0 1 2 3km



## 4 都市防災の方針

### 4-1 防災対策

#### [1] 面的整備の推進

##### 基本方針

- ◆ 災害に強い都市の形成のため、計画的な面的整備により避難経路となる道路や延焼を遮断する都市公園の確保，建築物の不燃化・耐震化，防災空間の確保に取り組むとともに，火災の発生や延焼の危険性がある地区では，耐火建築物などの建築を促進します。
- ◆ 地震による被害を防止し，市民の生命・財産を守るため，新耐震基準等に適合しない既存の建築物の耐震化を促進します。

##### 施策の方向

- 市街地再開発事業による建築物の不燃化，耐震化，防災空間の確保の促進
- 防火地域・準防火地域の指定による建築物の不燃化の促進
- 住宅耐震診断・耐震改修支援制度の活用促進

#### [2] 線的整備の推進

##### 基本方針

- ◆ 火災時における延焼防止や災害時における緊急車両の経路となるように，主要幹線道路・幹線道路や橋りょう，河川敷道路の整備及び耐震化を進めます。また，地震時に通行を確保すべき道路沿道にあり，被害があった場合に道路を閉塞させる恐れのある建築物の耐震化を促進します。
- ◆ 安全・安心な市民の暮らしを守るため，電気，ガスなどのライフラインは，民間事業者と連携し，耐震性を確保するなど都市の安全性の強化に取り組めます。

##### 施策の方向

- 『北海道緊急輸送道路ネットワーク計画』により指定された幹線道路，橋りょうなどの整備及び耐震化
- 緊急用河川敷道路の整備推進
- 地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物所有者に対する指導・助言
- 延焼を防止する街路樹などの配置
- 避難経路となる道路の整備
- 耐震管の使用などライフラインの耐震化の促進
- 無電柱化による災害時の円滑な救助活動など防災性の向上
- 災害時におけるライフラインのバックアップ機能強化の促進

### [3] 防災空間の確保

#### 基本方針

- ◆ 災害発生時における被害の拡大を防ぐため、延焼遮断帯や避難場所となる都市公園や河川緑地などのオープンスペースを確保し、防災空間としても利用できるよう整備を推進します。また、住宅地と工業地の間に緩衝緑地を配置し、市街地の防災機能を高めます。

#### 施策の方向

- 災害時の緩衝地、避難地としての都市公園、河川緑地の整備推進
- 災害時に有効に活用できる都市公園での飲料水兼用型防火水槽などの設置の推進
- 物流団地、工業団地などの工業地における緩衝緑地帯の配置
- パルプ町などの既存緩衝緑地帯の保全

### [4] 水害対策

#### 基本方針

- ◆ 市民の安全な暮らしを守るため、生態系に配慮しながら、洪水などの水害が発生しやすい箇所での河川改修を促進するとともに、中小河川の改修整備を推進するなど治水対策の充実に取り組みます。
- ◆ 一級河川については、流域内における各種事業と調整し、水辺空間の活用などを行うとともに、総合的な治水対策に取り組みます。
- ◆ 市街地の整備など、土地利用の変化による雨水流出量の増大については、河川管理者と十分に調整し、浸水対策・内水排除対策を進めます。
- ◆ 災害に強い都市づくりを行うため、水道管などの耐震化や大雨による浸水被害の防止対策に取り組みます。
- ◆ 大雨による浸水被害を防止するため、雨水幹線や雨水管渠の整備を推進するとともに、新たな造成地における調整池、雨水浸透設備などの雨水流出抑制対策を誘導します。

#### 施策の方向

- 整備計画に基づく主要河川の整備促進
- 中小河川の改修整備の推進
- 土地利用などの変更に合わせた公共下水道事業計画の見直し
- 公共下水道の雨水幹線や管渠等の整備推進
- 雨水管渠の整備の推進
- 開発事業者による雨水流出抑制対策の促進

## [5] 雪害対策

### 基本方針

- ◆ 冬期間の生活の安全性が確保された雪に強い都市づくりを行うため、雪堆積スペースや歩行者空間が確保された街区の整備を誘導するとともに、流雪溝や中小河川を利用した消流雪施設の適正な維持管理や整備などにより、雪の効果的な処理を行います。
- ◆ 積雪時の災害にも有効に対応できる道路を確保するため、雪堆積スペースの整備による有効幅員の確保など、雪に強い道路の確立を目指します。
- ◆ 積雪に配慮し、ゆとりのある除雪をしやすい道路や坂道、歩行者の多い歩道を凍結しにくい道路を整備することで歩行者や自動車の安全な移動の確保に取り組みます。
- ◆ 雪や寒さに強く、冬を快適に暮らせる住宅の普及に努めるとともに、住宅地内での適切な雪処理を行うための対策に取り組みます。

### 施策の方向

- 公共・民間の遊休地を利用した雪堆積場の確保
- 都市公園での部分的な雪堆積スペース利用など地域の雪押し場の確保の推進
- 雪堆積スペースを考慮した道路整備の推進
- 流雪溝や消流雪用水導入による雪処理施設の整備促進，適正管理
- 坂道や歩行者の多い歩道でのロードヒーティングなどの整備推進，適正管理
- 宅地内での家庭用融雪機や融雪槽，ロードヒーティングなどの融雪施設の普及促進

## [6] 土砂災害対策

### 基本方針

- ◆ 斜面の崩壊や土砂流出などが発生する恐れがある箇所は、住民への周知やパトロールを行うとともに、土地所有者と一体となって計画的な斜面の保全や災害防止対策を進めます。
- ◆ 土砂災害警戒区域などが指定された区域については、土砂災害の危険性の周知、警戒避難体制の整備や必要に応じて安全な区域への移転誘導などの対策も併せて行います。
- ◆ 谷や沢を埋めた大規模な造成宅地や傾斜地盤上の造成宅地において、斜面の崩壊や土砂流出の恐れがある場合は、安全性の確保に取り組みます。

### 施策の方向

- 嵐山，近文台，台場，雨紛，春光台，西御料などの丘陵斜面地や神居山，常盤山，旭山，突哨山，伊之沢山などの樹林地の保全
- 災害の恐れがある箇所の住民への周知，パトロールの実施
- 災害の恐れがある箇所での急傾斜地崩壊防止工事，砂防工事などの促進
- 土砂災害警戒区域等での土砂災害の危険性の周知，警戒避難体制の整備などの推進
- 大規模盛土造成地における土地所有者と一体となった災害防止対策の推進

## 4-2 防災拠点整備

### [1] 防災拠点の整備

#### 基本方針

- ◆ 広域的な避難や救援活動の場として、総合防災センターと連携した防災拠点公園の整備を推進します。
- ◆ 大規模災害時における支援物資などの集配送、集団負傷者の救護活動などの拠点や消防職団員のほか地域などの防災力向上のための施設を整備し、総合防災体制の充実に取り組みます。
- ◆ 主要河川によって市街地が5つに区分されている地形特徴を踏まえ、災害時の救援活動、復旧・復興などの機能を有する防災拠点となる公園緑地の適切な配置に取り組みます。

#### 施策の方向

- 総合防災センターと連携する東光スポーツ公園の整備
- 訓練施設、支援物資集配センターの整備
- 防災公園などの整備、再整備